

## 【表紙】

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 【発行登録追補書類番号】          | 30 - 関東 1 - 1  |
| 【提出書類】                | 発行登録追補書類   |
| 【提出先】                 | 関東財務局長   |
| 【提出日】                 | 2018年10月26日  |
| 【会社名】                 | 芙蓉総合リース株式会社  |
| 【英訳名】                 | Fuyo General Lease Co., Ltd.                                   |
| 【代表者の役職氏名】            | 代表取締役社長 辻田 泰徳  |
| 【本店の所在の場所】            | 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号   |
| 【電話番号】                | 03(5275)8800   |
| 【事務連絡者氏名】             | 執行役員財務部長 鶴田 義人   |
| 【最寄りの連絡場所】            | 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号   |
| 【電話番号】                | 03(5275)8800   |
| 【事務連絡者氏名】             | 執行役員財務部長 鶴田 義人   |
| 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 | 社債   |
| 【今回の募集金額】             | 第17回無担保社債（5年債）（グリーンボンド） 10,000百万円<br>第18回無担保社債（10年債） 10,000百万円 |
|                       | 計 20,000百万円  |

## 【発行登録書の内容】

|                   |                  |
|-------------------|------------------|
| 提出日               | 2018年9月18日       |
| 効力発生日             | 2018年9月26日       |
| 有効期限              | 2020年9月25日       |
| 発行登録番号            | 30 - 関東 1        |
| 発行予定額又は発行残高の上限（円） | 発行予定額 200,000百万円 |

## 【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

| 番号       | 提出年月日 | 募集金額（円）    | 減額による訂正年月日 | 減額金額（円） |
|----------|-------|------------|------------|---------|
| -        | -     | -          | -          | -       |
| 実績合計額（円） |       | なし<br>（なし） | 減額総額（円）    | なし      |

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 200,000百万円  
（200,000百万円）

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

芙蓉総合リース株式会社 大宮支店  
(さいたま市大宮区宮町一丁目114番1号)

芙蓉総合リース株式会社 横浜支店  
(横浜市神奈川区鶴屋町三丁目32番地13)

芙蓉総合リース株式会社 名古屋支店  
(名古屋市中区錦二丁目2番2号)

芙蓉総合リース株式会社 大阪支店  
(大阪市中央区高麗橋四丁目4番9号)

芙蓉総合リース株式会社 神戸支店  
(神戸市中央区江戸町95番地)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

|                  |   |
|------------------|---|
| 銘柄               | 芙蓉総合リース株式会社第17回無担保社債（社債間限定同順位特約付）<br>（グリーンボンド）  |
| 記名・無記名の別         | -   |
| 券面総額又は振替社債の総額（円） | 金10,000百万円  |
| 各社債の金額（円）        | 1億円   |
| 発行価額の総額（円）       | 金10,000百万円  |
| 発行価格（円）          | 各社債の金額100円につき金100円  |
| 利率（％）            | 年0.210％   |
| 利払日              | 毎年5月2日及び11月2日   |
| 利息支払の方法          | 1．利息支払の方法及び期限<br>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2019年5月2日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月及び11月の各2日にその日までの前半が年分を支払う。<br>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。<br>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。<br>(4) 償還期日後は利息をつけない。<br>2．利息の支払場所<br>別記（（注）「11．元利金の支払」）記載のとおり。 |
| 償還期限             | 2023年11月2日  |
| 償還の方法            | 1．償還金額<br>各社債の金額100円につき金100円<br>2．償還の方法及び期限<br>(1) 本社債の元金は、2023年11月2日にその総額を償還する。<br>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。<br>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。<br>3．償還元金の支払場所<br>別記（（注）「11．元利金の支払」）記載のとおり。   |
| 募集の方法            | 一般募集  |
| 申込証拠金（円）         | 各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。  |
| 申込期間             | 2018年10月26日   |
| 申込取扱場所           | 別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店  |
| 払込期日             | 2018年11月2日  |
| 振替機関             | 株式会社証券保管振替機構<br>東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号   |
| 担保               | 本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。  |

|                |   |
|----------------|---|
| 財務上の特約（担保提供制限） | <p>1. 当社は、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第18回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保権を設定する場合には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。したがって、本社債は、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第18回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）以外の債権に対しては劣後することがある。</p> <p>2. 当社が、本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p> |
| 財務上の特約（その他の条項） | <p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>  |

（注）1. 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先）

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）

信用格付：A - （シングルAマイナス）（取得日 2018年10月26日）

入手方法：R & Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。

問合せ電話番号：03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

信用格付：A（シングルA）（取得日 2018年10月26日）

入手方法：JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。

問合せ電話番号：03-3544-7013

信用格付は債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられる（もしくは保留される）ことがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含む。）を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 社債の管理

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

## 5. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、本社債について期限の利益を喪失し、その旨を本(注)6に定める方法により公告するものとする。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違反したとき。
- (2) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違反し、7日以内に当社がその履行をしないとき。
- (3) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違反したとき。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

## 6. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)によりこれを行う。

## 7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

## 8. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

## 9. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)6に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

## 10. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

- (1) 本(注)6に定める公告に関する費用
- (2) 本(注)9に定める社債権者集会に関する費用

## 11. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

## 2【社債の引受け及び社債管理の委託(5年債)】

## (1)【社債の引受け】

| 引受人の氏名又は名称 | 住所                | 引受金額<br>(百万円) | 引受けの条件   |
|------------|-------------------|---------------|--|
| みずほ証券株式会社  | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 10,000        | 1. 引受人は、本社債の全額につき、買取引受を行う。<br>2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とする。 |
| 計          | -                 | 10,000        | -  |

## (2)【社債管理の委託】

該当事項なし

## 3【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】

|                  |  |
|------------------|--|
| 銘柄               | 芙蓉総合リース株式会社第18回無担保社債（社債間限定同順位特約付）  |
| 記名・無記名の別         | -  |
| 券面総額又は振替社債の総額（円） | 金10,000百万円   |
| 各社債の金額（円）        | 1億円  |
| 発行価額の総額（円）       | 金10,000百万円   |
| 発行価格（円）          | 各社債の金額100円につき金100円   |
| 利率（％）            | 年0.509%  |
| 利払日              | 毎年5月2日及び11月2日  |
| 利息支払の方法          | <p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2019年5月2日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月及び11月の各2日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記（（注）「11．元利金の支払」）記載のとおり。</p> |
| 償還期限             | 2028年11月2日   |
| 償還の方法            | <p>1．償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2028年11月2日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所</p> <p>別記（（注）「11．元利金の支払」）記載のとおり。</p>                                     |
| 募集の方法            | 一般募集   |
| 申込証拠金（円）         | 各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。   |
| 申込期間             | 2018年10月26日  |
| 申込取扱場所           | 別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店   |
| 払込期日             | 2018年11月2日   |
| 振替機関             | 株式会社証券保管振替機構<br>東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号  |
| 担保               | 本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。   |

|                |   |
|----------------|---|
| 財務上の特約（担保提供制限） | <p>1. 当社は、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第17回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保権を設定する場合には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。したがって、本社債は、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第17回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）以外の債権に対しては劣後することがある。</p> <p>2. 当社が、本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p> |
| 財務上の特約（その他の条項） | <p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>  |

（注）1. 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先）

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）

信用格付：A - （シングルAマイナス）（取得日 2018年10月26日）

入手方法：R & Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。

問合せ電話番号：03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

信用格付：A（シングルA）（取得日 2018年10月26日）

入手方法：JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。

問合せ電話番号：03-3544-7013

信用格付は債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられる（もしくは保留される）ことがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含む。）を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 社債の管理

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行



## 5. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、本社債について期限の利益を喪失し、その旨を本(注)6に定める方法により公告するものとする。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違反したとき。
- (2) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違反し、7日以内に当社がその履行をしないとき。
- (3) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違反したとき。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

## 6. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)によりこれを行う。

## 7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

## 8. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

## 9. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)6に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

## 10. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

- (1) 本(注)6に定める公告に関する費用
- (2) 本(注)9に定める社債権者集会に関する費用

## 11. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

## 4【社債の引受け及び社債管理の委託(10年債)】

## (1)【社債の引受け】

| 引受人の氏名又は名称      | 住所                | 引受金額<br>(百万円) | 引受けの条件   |
|-----------------|-------------------|---------------|--|
| みずほ証券株式会社       | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 8,000         | 1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。<br>2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金45銭とする。 |
| S M B C日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | 1,000         |  |
| しんきん証券株式会社      | 東京都中央区京橋三丁目8番1号   | 1,000         |  |
| 計               | -                 | 10,000        | -  |

## (2)【社債管理の委託】

該当事項なし

## 5【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(百万円) | 発行諸費用の概算額(百万円) | 差引手取概算額(百万円) |
|--------------|----------------|--------------|
| 20,000       | 128            | 19,872       |

(注) 上記金額は、第17回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンbond)及び第18回無担保社債(社債間限定同順位特約付)の合計金額です。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額19,872百万円のうち、第17回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンbond)の差引手取概算額である9,940百万円については、6,060百万円を2018年11月末までに当社子会社が保有している既往の太陽光発電設備資金のために発行したコマーシャル・ペーパーの償還資金の一部に、残額を2019年2月末までに当社子会社が建設中の太陽光発電設備の設備投資資金に充当し、第18回無担保社債(社債間限定同順位特約付)の差引手取概算額である9,932百万円については、全額を2019年5月末までに設備資金(貸設取得資金含む)に充当する予定です。

## 第2【売出要項】

該当事項なし

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<芙蓉総合リース株式会社第17回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）に関する情報>

グリーンボンドとしての適格性について

当社は、グリーンボンドを発行しその調達資金によって当社子会社が保有している既往の太陽光発電設備資金のために発行したコマーシャル・ペーパーの償還資金及び当社子会社が建設中の太陽光発電設備の設備投資資金に充当することを目的として、「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018」（注1）及び「グリーンボンドガイドライン2017年版」（注2）に即したグリーンボンドフレームワークを策定しました。

当該フレームワークは、透明性があり、有意義なインパクトを生み出し、グリーンボンド原則において環境改善効果を生み出すと認められている再生可能エネルギーに合致しており、グリーンボンドに対する第三者評価として株式会社日本格付研究所（JCR）より「JCRグリーンボンド評価」（注3）の最上位評価である「Green 1」の評価を取得しました。

又、本社債が第三者評価を取得することに関し、環境省の平成30年度グリーンボンド発行促進体制整備支援事業（注4）の補助金交付対象となることについて、発行支援者たるJCRは一般社団法人グリーンファイナンス推進機構より交付決定通知を受領しております。

（注1） 「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）」とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会（Green Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドライン。

（注2） 「グリーンボンドガイドライン2017年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表したガイドライン。

（注3） 「JCRグリーンボンド評価」とは、ICMAが作成したグリーンボンド原則及び環境省が策定したグリーンボンドガイドライン2017年版を受けたグリーンボンドに対するJCRによる第三者評価。当該評価においてはグリーンボンドの調達資金の用途がグリーンプロジェクトに該当するかの評価である「グリーン性評価」及び発行体の管理・運営体制及び透明性について評価する「管理・運営・透明性評価」を行い、これら評価の総合評価として「JCRグリーンボンド評価」が決定される。

（注4） 「平成30年度グリーンボンド発行促進体制整備支援事業」とは、グリーンボンドを発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業。対象となるグリーンボンドの要件は、調達した資金の全てがグリーンプロジェクトに充当されるものであって、かつ発行時点において以下の全てを満たすもの。

(1) グリーンボンドの発行時点で以下のいずれかに該当すること

主に国内の低炭素化に資する事業（再エネ、省エネ等）

・ 調達資金額の半分以上又は事業件数の半分以上が国内の低炭素化事業であるもの  
低炭素化効果及び地域活性化効果が高い事業

・ 低炭素化効果 国内のCO<sub>2</sub>削減量1トン当たりの補助金額が一定以下であるもの

・ 地域活性化効果 地方公共団体が定める条例・計画等において地域活性化に資するものとされる事業、地方公共団体等からの出資が見込まれる事業等

(2) グリーンボンドフレームワークがグリーンボンドガイドラインに準拠することについて、発行までの間に外部レビュー機関により確認されること

(3) いわゆる「グリーンウォッシュ債券」ではないこと

## グリーンボンドフレームワークについて

当社は、グリーンボンド発行を目的として、グリーンボンド原則が定める4つの要件（調達資金の用途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポートニング）に適合するフレームワークを以下のとおり策定しました。

### 1. 調達資金の用途

グリーンボンドで調達された資金は、すべて太陽光発電設備の建設資金等及び建設資金等のリファイナンスであり、資金充当対象プロジェクトは、当社の審査基準に照らしリスク検証を実施した健全な事業運営が期待できるプロジェクトとし、以下の適格基準を満たすものとします。

- (1) 対象設備が日本国内に存在していること
- (2) 対象設備の建設・設置にあたり、森林法をはじめとする法令及び諸規則を遵守することについて、適用される法令を確認したうえで必要となる手続きが行われていること
- (3) 対象設備の建設・設置にあたり、周辺住民への事前説明を実施していること
- (4) プロジェクトへの投資は、関連グリーンボンドの払込期日から遡って24ヶ月以内に実施されたものであること

### 2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

グリーンボンドの調達資金の用途となるプロジェクトは、当社のエネルギー・環境営業部により起案され、審査部門及び社長の承認を経ております。

エネルギー・環境営業部の起案時における調査項目には、建設予定地における自然災害リスクのほか、太陽光発電設備に関し、法令順守、設備の建設業者や期中のメンテナンスを行う業者などの当該設備に関連する当事者及び近隣住民によるトラブル等の蓋然性などが含まれており、環境に負の影響を及ぼしうる点に関し確認を行い、必要に応じ回避策または緩和策を講じています。

### 3. 調達資金の管理

調達資金は、一部を発行後速やかに当社子会社が保有している既往の太陽光発電設備資金のために発行したコマースナル・ペーパーの償還資金に充当し、残額を当社子会社が建設中の太陽光発電設備の設備投資資金に2019年2月までに各太陽光発電設備に関する契約書等であらかじめ定められたタイミングで充当する予定であるため、未充当資金は発生しない予定です。

本社債の償還前に当社が資金用途の対象となっている太陽光発電設備を売却するなどにより未充当資金が発生した場合には、速やかに代替となる太陽光発電設備を選定し、当該設備の取得、もしくは取得のために調達したローン等のリファイナンスに充当することを想定しています。未充当資金が発生した場合には、代替となる設備が選定されるまでは現金、もしくは現金同等物で運用することを予定しています。

### 4. レポートニング

グリーンボンドの資金充当状況及び発電量の理論値から所定の計算方法により計算したCO<sub>2</sub>削減量について、当社ウェブサイト上にて、年次で開示することを予定しています。

加えて、グリーンボンドが償還されるまでの間、JCRより、資金の充当状況及び環境改善効果としての開示内容等のレポートニングの状況を主とした「JCRグリーンボンド評価」のレビューを受ける予定です。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

## 第4【その他の記載事項】

該当事項なし

**第二部【公開買付けに関する情報】****第1【公開買付けの概要】**

該当事項なし

**第2【統合財務情報】**

該当事項なし

**第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】**

該当事項なし

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第49期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日） 2018年6月26日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第50期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日） 2018年8月13日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2018年10月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月27日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下有価証券報告書等という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本発行登録追補書類提出日（2018年10月26日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等中における将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日（2018年10月26日）現在においても変更の必要はないと判断しております。なお、当該将来に関する事項には、リスクや不確定な要素等の要因が含まれており、その達成及び将来の業績を保証するものではありません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

芙蓉総合リース株式会社 本社

（東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号）

芙蓉総合リース株式会社 大宮支店

（さいたま市大宮区宮町一丁目114番1号）

芙蓉総合リース株式会社 横浜支店

（横浜市神奈川区鶴屋町三丁目32番地13）

芙蓉総合リース株式会社 名古屋支店

（名古屋市中区錦二丁目2番2号）

芙蓉総合リース株式会社 大阪支店

（大阪市中央区高麗橋四丁目4番9号）

芙蓉総合リース株式会社 神戸支店

（神戸市中央区江戸町95番地）

#### 第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし